

一般社団法人日本木材輸出振興協会役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）の役員給与等に関する事項を定めることを目的とする。

(給与等の支給)

第2条 常勤役員には、給与(俸給及び通勤手当)を支給する。

2 非常勤役員には、給与を支給しない。

(俸給)

第3条 常勤役員(以下「役員」という。)の俸給の年度総額は、常勤役員が就任する際に、総会の議決を得て別に定めるものとする。

2 役員俸給の月額額は、前項の支給額を12で除した額とする。

3 新たに役員になった者には、その日から年俸を支給し、役員間において異動を生じた者には、その異動の日から新たな俸給を支給する。

4 役員が離職し、または死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

5 前2項の規定により俸給を支給する場合の1日当たりの俸給額は、俸給月額を22で除した額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする役員に支給するものとする。

2 通勤手当の額は、その者が通常利用する交通機関等に応じて6箇月を超えない範囲内で発行されている最長の月単位の期間（以下「支給単位期間」という。）の定期券の額の相当額を支給単位期間の最初の月に支払うこととす

る。ただし、当該支払額を支給単位期間の月数で除した額（2つ以上の交通機関がある場合はそれぞれの交通機関の定期券の額の相当額を支給単位期間の月数で除した額の合計額）が55,000円を超えるときは、55,000円を1箇月当たりの通勤手当の支払限度額とする。

3 通勤手当の支給については、月の初日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは更に繰り上げて支給する。

4 通勤手当の支給は、役員に新たに第1項の要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている役員が離職し、又は死亡した場合においては、その者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている役員が同項の役員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

5 通勤手当は、これを受けている役員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合には、その事実の生じた日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項のただし書きの規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

6 前2項に基づき返納額が生じたときは、定期券の払戻しをしたものとして得られる相当額を返納するものとする。

ただし、定期券の額が第6条第2項ただし書きの支給限度額を超えている場合は、次によるものとする。

ア 55,000円に支給残月数を乗じた額、又は、払い戻し相当額とのいずれか低い額。

イ 二つ以上の交通機関を利用している場合は、55,000円に支給残月数を乗じた額、又は、払い戻し相当額及び未使用定期券の価額等の合計とのいずれか低い額。

(実施細則)

第8条 役員の給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。